

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援 に関する提言・要望

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. ブロードバンドゼロ地域の早期解消を図るための財政措置を講じること。

また、携帯電話事業者に対して中継基地局等の整備にあたっての住民への事前説明の実施を義務付けるとともに、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電波防護指針に定める数値の安全性について広く周知を図ること。

2. 地上デジタルテレビ放送への完全移行

(1) 地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、全ての市民が放送を受信できるよう、国及び放送事業者の責任において、中継局の整備並びに共聴施設の改修など受信環境整備について対応を促進するとともに、低所得世帯等を対象とする受信機器購入等に対する支援措置を拡充すること。

特に、電波障害のある地域等の条件不利地域や新たな難視聴地域においては、衛星放送やCATVの活用、中継局及び共聴施設の整備・改修など、難視聴地域解消への対策について、市民や都市自治体等に対して財政措置を含め必要な措置を講じること。

また、電力会社の受信障害補償がなくなる地域で難視聴となる場合は、新たな難視聴地域に指定し、速やかに対策を講じること。

(2) 地上デジタルテレビ放送への移行が円滑なものとなるよう、国民への説明を徹底するとともに、市町村に対し迅速かつ十分な情報提供を行うなど、適切な対応を図ること。

なお、受信環境の整備が整うまでの間、アナログ放送の停波期限を延長することを検討するなど、適切な対策を講じること。

(3) CATV事業者に対し、デジアナ変換の導入を積極的に働きかけるとともに、現在と同様の放送局を視聴できるよう対応すること。

また、地方自治体がCATV事業者のチャンネルを借り上げて放送を行っている行政放送について、ネットワークIDを付与すること。

(4) 大量に処分されるアナログ放送対応テレビについて、適切な処理が行われるよう、国の責任において必要な対策を講じること。

3. 都市自治体が地域の実情に沿ったICT施策を推進できるよう、ICT施策推進に係る支援制度の柔軟な運用を図ること。

また、障害者や高齢者が使いやすい情報通信機器やソフトウェアの開発、及びICT利活用技術の習得促進等に対する支援制度の拡充を図ること。

4. 法や制度改正に伴う情報システム開発や改修、維持管理について、十分な財政措置を講じること。

また、自治体クラウド体制の確立など情報システムの効率化等に向けた取組みを推進すること。

5. 自治体の情報システム更新期間が適切に設定できるよう、機器類の耐用年数の基準を見直すなど必要な措置を講じること。

6. 市町村合併等による市外局番と市町村区域の不一致の解消を図ること。